

「スポーツクラブ21ひょうご」伊丹市推進委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、「スポーツクラブ21ひょうご」伊丹市推進委員会の運営に関して、伊丹市審議会等の公開に関する指針(以下「指針」という。)第4条第1項の規定に基づき、傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 委員長は、会議の開催場所の規模等により定員を定め、傍聴者の数を制限することができる。

(傍聴人の決定)

第3条 会議の開催予定時刻15分前の時点において、傍聴を希望する者の数が前条に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決めるものとする。

2 会議の開催予定時刻15分前の時点において、傍聴を希望する者の数が前条に規定する定員に満たないときは、先着順により傍聴人を決めるものとする。

3 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(会議場への入場拒否)

第4条 委員長は、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認める者については、会議場への入場を拒否することができる。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、委員長の指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。

(2) 騒ぎ立てない。

(3) 示威的行為をしない。

(4) 飲食、喫煙をしない。

(5) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

4 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴者への配布資料等)

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他委員長が必要と認めた資料を配布するものとする。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、指針第3条第1項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第8条 伊丹市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要領は、平成14年5月28日から施行する。